

## 平成26年4月分からの年金額の改定にかかるQ&A

### 目次

- Q1 なぜ、平成26年4月分からの年金額が下がったのですか。  
…… 1
- Q2 今年4月から、消費税が引き上げられた時期にさらに年金を引き下げると  
いうことは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するの  
ではありませんか。  
…… 2
- Q3 年金額が低い方などは、年金額を下げないということではできないのですか。  
…… 3
- Q4 現在（平成26年3月分まで）、老齢基礎年金の満額（年金額778,500  
円）を受給していますが、平成26年4月分からの年金額改定によるマイ  
ナス0.7%の年金額は、どのような計算を行うのですか。  
…… 4
- Q5 なぜ、平成26年4月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き  
下げ幅が0.7%となっていないのですか。  
…… 5
- Q6 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどの  
ようになりますか。  
…… 6
- Q7 平成12年度から平成14年度にかけて、年金額を引き下げずに据え置い  
た時期があるとのことですが、私の年金はその後に年金受給権が発生し  
ています。この場合でも、段階的に2.5%の特例水準の解消が行われる  
のですか。  
…… 7
- Q8 いつの振込分から、改定後（マイナス0.7%）の年金額となりますか。  
…… 8
- Q9 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。  
…… 9
- Q10 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。  
…… 10
- Q11 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。  
…… 11

Q1 なぜ、平成26年4月分からの年金額が下がったのですか。

過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたため、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）の年金となっていました。平成24年11月の法律改正(※)により、これを段階的に解消していくこととなりました。この解消のスケジュールは、平成25年10月に1.0%、平成26年4月に1.0%、平成27年4月に0.5%となっています。

一方で、公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて毎年度改定されることになっており、平成26年度の改定率は、平成25年の全国消費者物価指数と過去3年度の賃金変動率等から、プラス0.3%となりました。

したがって、平成26年4月分としてお支払いする年金額は、平成26年度の改定率（プラス0.3%）と特例水準解消分（マイナス1.0%）を合わせ、3月までの額に比べ、マイナス0.7%の引下げが行われることとなります。

※『国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）』

Q2 今年4月から、消費税が引き上げられた時期にさらに年金を引き下げるということは、老後の生活の安定等を図るためという年金の趣旨に反するものではありませんか。

特例水準による年金の支給は、物価下落時に年金額の引き下げを行わず、年金受給者の生活への影響を緩和するための措置として実施されました。

しかし、その後、物価・賃金の下落傾向が長期化したため、特例水準と本来水準との差分を物価・賃金の上昇によって縮めて特例水準を解消していくという当初の想定が実施されず、これまで約8兆円（毎年約1兆円）、本来水準よりも多くの年金をお支払いしてきました。

特例水準による年金給付を続けることは、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保する上で影響があるため、世代間の公平の観点から、平成25年10月分の年金額から段階的に特例水準の解消を図ることになりました。

この特例水準の解消は、既にお支払いしてきた特例水準による年金を遡ってお返し願うものではありません。

また、平成26年4月から消費税率が8%へ上げられることに伴い、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給されることとなっていますが、同時期に特例水準の解消が行われること等を考慮し、給付対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等には5,000円が加算されることとなっています。

Q3 年金額が低い方などは、年金額を下げないということ是不可能的ですか。

特例水準による年金給付については、年金額の高低にかかわらず行われており、このたびの特例水準の解消においても、将来の年金受給者となる現役世代の年金額を確保し、世代間の公平を図るため、年金額の高低にかかわらず等しく本来の水準に戻すこととしています。

また、特例水準の解消については、一度に引き下げを行った場合、生活への影響が大きいことから、平成25年から平成27年の3年間で徐々に解消することとしておりますのでご理解いただくようお願いします。

なお、年金を受給されており所得が一定の基準以下である高齢者や障害者等の方には、年金生活者支援給付金を支給する仕組みが設けられています。（支給開始時期については、消費税率が10%に引き上げられる時期と連動して規定されており、平成27年10月からの予定となっております。）

Q4 現在（平成26年3月分まで）、老齢基礎年金の満額（年金額 778,500円）を受給していますが、平成 26 年4月分からの年金額改定によるマイナス0.7%の年金額は、どのような計算を行うのですか。

平成25年4月分から平成26年3月分までの年金額は、本来の水準よりも、1.5%高い水準（特例水準）となっていました。

平成26年4月分からは、特例水準の解消のために行うマイナス 1.0%と、物価の上昇等を踏まえた平成26年度の改定プラス 0.3%を合わせて、マイナス0.7%の改定を行います。

平成26年4月からの老齢基礎年金満額の場合の年金額は 772,800 円となり、具体的な計算式は、以下のとおりとなります。

【計算式】

平成 16 年改正前の国民年金法に定める額×政令で定める率（※1） ÷ 年金額（※2）  
(804,200 円) (0.961) (772,800 円)

※1 0.968（平成26年3月分までの政令で定める率）×0.993（マイナス0.7%）÷0.961（平成26年4月分以降の政令で定める率）

※2 これまでの年金額そのものにマイナス 0.7%（0.993）を乗じても、平成26年4月分からの年金額となりませんのでご留意願います。

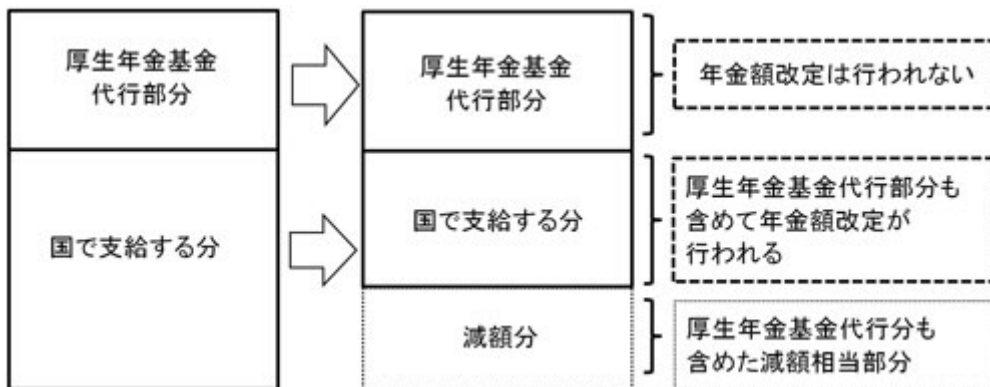
Q5 なぜ、平成26年4月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き下げ幅が0.7%となっていないのですか。

平成26年4月分からの年金額については、年金額計算における端数処理、付加年金に物価スライド改定がないこと、厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルール（詳細はQ6参照）などにより、平成25年10月分から平成26年3月分の年金額を0.7%引き下げた額と必ずしも一致するものではありません。

Q6 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

厚生年金基金から年金を受けている方の年金額については、国（日本年金機構）からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成26年4月分からの年金額については、平成25年10月分から平成26年3月分の年金額と比較して、この合計額からおおよそ0.7%引き下げられることとなりますが、厚生年金基金の代行部分については、特例水準解消分及び物価・賃金の変動分による改定は行われなため、国からお支払いする年金額から厚生年金基金の代行部分にかかる引き下げ分が更に引き下げられます。



※ 引き下げ幅の合計は、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

Q7 平成12年度から平成14年度にかけて、年金額を引き下げずに据え置いた時期があるとのことですが、私の年金はその後年金受給権が発生しています。この場合でも、段階的に2.5%の特例水準の解消が行われるのですか。

年金額を引き下げずに据え置いた平成15年度以後に年金受給権が発生している方についても、お支払いする年金額は、本来水準よりも高い特例水準となっています。

そのため、平成14年度以前に年金の受給権が発生した方と同様に、特例水準が解消されることとなります。



Q8 いつの振込分から、改定後（マイナス0.7%）の年金額となりますか

平成26年6月（4月分、5月分）のお支払い分から、改定後の年金額となります。

なお、平成26年5月分以降の年金が支給停止となる方などについては、平成26年5月（4月分）にお支払いすることになります。

Q9 改定後の年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

改定後の年金額については、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書は、6月13日のお支払いに向けて、原則として、年金振込通知書と一体となった通知書（ハガキ）（※）で、6月4～7日の期間に、順次、年金受給者に送付します。

なお、平成26年5月分以降の年金が在職中で支給停止となる方など、5月15日に4月分の年金額をお支払いする方へは、5月2日に送付します。

※2つ以上の種類の年金を受けている方など、2枚以上の通知書でお知らせする年金受給者の方へは、封書で送付します。

Q10 年金額改定通知書が届く前に改定後の年金額を教えてください。

今回の年金額改定により改定された年金額については、5月上旬および6月上旬に送付される年金額改定通知書によりお知らせすることとしていますので、年金額改定通知書がお手元に届くまでお待ちいただきますようお願いします。

Q11 今後の特例水準解消のスケジュールを教えてください。

残された 0.5%分の特例水準の解消は、平成27年4月に実施される予定です。

○特例水準解消のスケジュール

平成25年4月時点で本来水準より 2.5%高い水準（特例水準）となっていました。

これを、平成27年4月までにかけて段階的に解消します。

平成25年 10月	マイナス 1.0%
平成26年 4月	マイナス 1.0%（※1）
平成27年 4月	マイナス 0.5%（※2）

※1 物価・賃金の変動分のプラス0.3%を合わせ、年金額はマイナス0.7%となりました。

※2 実際の改定率は、物価・賃金の動向により変動します。